

令和7年度 生徒指導に関する確認事項

宜野湾市立真志喜中学校

【学校生活に関する確認事項】

1. 朝の登校について

- (1) 8:10 までには登校しましょう。8:15 のチャイムが鳴り始めた時点で教室に入室していないと遅刻となります。授業遅刻についての判断も同様なので、5分前行動を心がけよう！
※ チャイムが鳴り始めた時点で入室しないと「遅刻」と判断されます。
- (2) 靴は自分の靴箱へいれましょう。外履きは下段へ、上履きは上段へ入れるようにしてください。
※ 自分の靴箱に靴がない生徒は、登校していないとみなされることがあります。
- (3) 自転車での登校は禁止です。放課後、休日、長期休日でも自転車登校は禁止です!!

2. 入室について

- (1) 朝の遅刻や時差登校の生徒は1校時が始まる前は学年室その後は全体会議室にて入室許可書を記入してから教室へ入る。入室許可書を提出しない生徒は、必ず記入してからの入室するようにしましょう。
- (2) 授業欠課については、以下の通りとなります。
 - ① 授業始業ベルで入室せず、先生方からの度重なる入室指導に応じることが出来ない生徒。
 - ② 授業中、教科担任の許可を得ずに学習場所にいないまたは学習場所からいなくなる生徒。
- (3) やむを得ない事情による時差登校や授業遅刻、保健室利用により授業始業に遅れた場合は、理由ありの授業遅刻となります。
- (4) 無断で校外へ出ることは許可しない。

3. 授業の始業及び終業時について

- (1) 教室が散らかっている、机が乱れているような場合には環境を整えてから号令をかけましょう。
- (2) 始業時、終業時の号令の中で教科担任による「身なり点検」を行います。注意を受けないように常に身なりは整えておくようにしましょう。

4. カバン・所持品について

- (1) ノーカバン・中身の入っていないカバンの生徒は、校門・玄関で指導されます。改善が見られない生徒に関しては、保護者相談を行います。
- (2) カバンは、リュックサックやスポーツバッグなど、教科書やA4サイズが折り曲げずに入るもの、1日の学習用具が入る大きさの物とします。(紙袋やビニール袋、ナップザック等は不可)
- (3) 許可された学習用具以外(ハサミ、カッター等含む)の持ち込みは禁止になります。
校内において携帯電話、スマホ等の持ち込みを確認した場合にはその場で教師が預かり、担任から保護者へ連絡を入れ原則保護者へ返却します。
- (4) 体育館シューズ、ジャージ等への落書きは指導の対象となります。消えない場合は新しく購入となります。
- (5) 水筒(水、お茶)の使用は年間を通して認めるが、その他の飲食物の持込は禁止となります。
※ ペットボトル(行事等認められた時のみ可)、紙パック、缶は認めないものとします。

5. その他

- (1) 忘れ物をした際は、靴箱を介して受け取る。自分の学籍番号を保護者に伝えておいてください。
- (2) 学年間のトラブル未然防止のため、他学年、他学級への生徒の出入りは原則禁止です。
- (3) 雨天時の際、傘は玄関できちんと水をきり、各教室のベランダに置くようにしましょう。
- (4) 非常階段は非常時以外の使用は原則禁止となります。
- (5) 多目的スペースでは、通行の邪魔になるたむろ、遊具(ボール)等の使用は禁止となります。
- (6) エレベーターは使用禁止です。大きな荷物や給食コンテナを運ぶ時だけ使用可です。

【服装・身なりに関する規定】

- 1 服装については、真志喜中学校の各指定店で購入した制服及び学校ジャージ、体育着とする。
おさがりについては生徒指導担当の許可を得たものに限りします。
- 2 制服の着用については、夏の制服:4月頃、冬の制服 11月頃に天候・気温をみながら生徒導部会で判断し生徒へ周知する。儀式的行事や学校行事については、学校が指定する正装とします。
- 3 夏の制服、冬の制服及び学校ジャージの着こなしについては次の通りになります。

- 4 令和 6 年度より新制服着用が開始しているが、4 年間(～令和 9 年)は現行制服着用(おさがり)を認める、令和 10 年度からは新制服着用のみとします。
- 5 令和 6 年度から導入されている新制服(スーツスタイル)からは、個人の判断でズボンタイプとスカートタイプを併用して着用することを認めるものとします。
- 6 夏の制服、冬の制服及び学校ジャージの着こなしについては次の通りとします。

夏 の 制 服	<p>(1)上着について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【旧】シャツ、ブラウスの裾はズボン又はスカートの中に入れてください。 【新】裾を外に出して着る裾オーバータイプとなります。 ・シャツは第2ボタンまできちんと留めること。ブラウスは第1ボタンまで留めてください。 ・タグ等に氏名の記入をしてください。 ・【旧】ベストの着脱については、寒暖の状況に応じて個人で判断してください。 <p>(2)ズボンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇に学校名・氏名の記名を行ってください。 <p>(3)スカートについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スカート丈は膝を覆う程度とする。膝頭の下に合わせることを奨励します。 ※スカート丈については、個人の成長に応じて変化することを考慮します。 ・〇〇に学校名・氏名の記名をしてください。 <p>(4)リボンの着用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【旧】スカートを着用する場合は、ブラウスの首元にリボンを着用してください。 <p>(5)ベルトについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒、紺、茶系統のいずれかとします。 <p>(6)肌着について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色は白、黒、紺、ベージュを基調としたものを奨励します。 ・長そで、七分丈、ハイネック等、制服のシャツからはみ出る肌着については禁止とします。 <p>(7)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏の制服着用期間、冷房等で肌寒さを感じる場合は、ジャージ(上着)の着用を認める。但し、原則として集会時や儀式的行事、学校行事においては着用しないものとします。
冬 の 制 服	<p>(8)上着について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【旧】ズボン着用の場合は学ランを着用し、スカートを着用する場合はジャケットを着用します。 学ランを着用する場合は、第1ボタンまで留めます。 ・【旧】学ランの下から着用するものは学ランからはみ出ないものとし、学ランを脱ぐ場合は制服シャツを着用しているものとします。 ・【新】ジャケットの下に半袖または、長袖のシャツ・ブラウスを着用します。 ・長袖のブラウスを着用する場合は、袖ボタンを閉じます。 <p>(9)スカートの着用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒さが厳しく感じられるときは、無地の黒・紺一色のタイツ・レギンスの着用を認めます。但し、足首やすねは靴下などで覆い肌が見えないようにしてください。 <p>(10)上記以外は夏の制服の規定と同じとします。</p>

【新】令和 6 年度以降に入学する新一年生(48 期生)より導入される新制服を示します。

【旧】令和 5 年度までに入学した 47 期生までが着用する制服を示します。

※儀式的行事(入学式、始業式、終業式、修了式、卒業式等)には以下のような正装で出席してください。儀式的行事の前に学級担任の先生から確認があります。

夏の正装		冬の正装	
			
ズボンタイプ	スカートタイプ	ズボンタイプ	スカートタイプ

夏の正装		冬の正装	
			
ズボンタイプ	スカートタイプ	ズボンタイプ	スカートタイプ

7 頭髪については、常に清潔に整えてください。

- (1) 髪染めやパーマ、変形頭髪、華美な流行の髪型については改善指導対象となる。又、整髪料は原則禁止。但し、白髪やくせ毛等で悩んでいる生徒がいれば保護者と一緒に学級担任に相談して下さい。
- (2) 長い髪はまとめることを奨励とするが、給食・清掃時間や体育、技術家庭の実習、理科の実験、朝会、儀式的行事といった場面ではTPOに応じてまとめるものとします。
- (3) 髪をまとめるためのものは黒・紺・茶系統を奨励する。形状については、華美・大きな装飾品が付属していないものとします。

8 ピアスは禁止とする。やむを得ない事情により穴あけを行っているもしくは行う場合は学級担任に相談して下さい。但し、校内でのピアスの着用は一切禁止とします。

9 化粧(カラーコンタクト含む)については禁止します。

10 アクセサリー等の装飾品の着用・校内への持ち込みを禁止する。事情によりどうしても身につける必要がある場合は担任に申し出て下さい。着用が認められた場合は、見えないように工夫して下さい。

11 靴下の色については特に指定しない。但し、儀式的行事は白・黒・紺系統のものとし、無地を奨励します。

12 靴は体育の授業で安全に活動できるよう、運動に適したものとします。

